

事務連絡
令和5年7月7日

各都道府県教育委員会指導事務主管課
各指定都市教育委員会指導事務主管課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く各国公立大学法人担当課 御中
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第12条
第1項の認定を受けた各地方公共団体の担当課

文部科学省初等中等教育局児童生徒課

「いじめ重大事態調査の基本的な対応チェックリスト」の配布について

平素より、文部科学行政に御理解・御協力を賜り感謝申し上げます。

いじめ重大事態の対応に当たっては、学校は、いじめにより重大な被害が生じた疑いがあると認めるときは、速やかに学校の設置者を通じて、地方公共団体の長等まで重大事態が発生した旨を報告するなどいじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）（以下、「法」という。）や「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月文部科学省）」等に則って対応することが重要です。

今般、一部の事案において、法で定める発生報告等の対応が適切に行われていなかった事案が発生したことを踏まえ、文部科学省において、いじめ重大事態調査の実施における基本的な対応のチェックリストを作成しましたので、参考として配布いたします。

各学校及び学校設置者におかれては、本チェックリストの活用等により、いじめ重大事態調査の実施に当たり、遺漏なく対応いただきますようよろしくお願い申し上げます。

なお、本チェックリストは編集可能なファイルで配布しますので、適宜各学校及び学校設置者において編集等いただけることを申し添えます。

いじめ防止対策推進法等に基づくいじめ重大事態調査の基本的な対応チェックリスト(公立学校)【参考例】

<当該児童生徒に関する情報>

学校名：	学年：	性別：	年齢：
------	-----	-----	-----

1 いじめ重大事態の発生から調査開始		法、基本方針等の記載箇所	チェック欄 (年月日記入)
1	(2号事案の場合) 欠席の継続により重大事態に至ることを早期の段階で予測できる場合も多いことから、 重大事態に至るよりも相当前の段階 から教育委員会への報告相談を行い、 情報を共有するとともに準備作業 に取り組む	<ul style="list-style-type: none"> ● 基本方針32頁 ● ガイドライン4頁 ● 不登校重大事態指針2頁 	
2	学校から教育委員会を通じて地方公共団体の長へ報告 ※2号重大事態は、7日以内に行うことが望ましい ※R5.3.10付け事務連絡に基づいて、教育委員会を通じて様式1の文部科学省への提出	<ul style="list-style-type: none"> ● 法第30条第1項 ● 基本方針33頁 ● ガイドライン5頁 ● 不登校重大事態指針3頁 	
3	教育委員会事務局から教育委員への報告 ※教育委員への報告を迅速に行うとともに、対処方針を決定する際は、教育委員会会議を招集する	<ul style="list-style-type: none"> ● 不登校重大事態指針3頁 (1号事案についても同様の対応をとることが望ましい) 	
4	教育委員会が調査主体、どのような調査組織とするか判断 ※公平性中立性が確保された調査組織とすること ※学校主体の調査の場合は、教育委員会は調査の実施及び情報の提供等について必要な指導及び支援を行う	<ul style="list-style-type: none"> ● 法第28条第3項 ● 基本方針33頁 ● ガイドライン6頁 ● 不登校重大事態指針4頁 	
5	被害児童生徒及び保護者に対する調査方針の説明等 ※重大事態調査の目的、調査主体(組織の構成、人選)、調査時期・期間、調査事項、調査方法、調査結果の提供等について調査を開始する前に被害児童生徒・保護者に丁寧に説明を行う	<ul style="list-style-type: none"> ● ガイドライン7～10頁 ● 不登校重大事態指針9頁 	
6	加害児童生徒・保護者への調査方針の説明等	<ul style="list-style-type: none"> ● ガイドライン9頁 ● 不登校重大事態指針9頁 	
7	学校から教育委員会を通じて文部科学省への重大事態調査開始報告 ※R5.3.10付け事務連絡に基づく様式2の提出	—	

2 重大事態調査の実施		法、基本方針等の記載箇所	チェック欄 (年月日記入)
1	当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査の実施 ※学校主体の調査の場合は、教育委員会は必要な指導及び支援を行う	<ul style="list-style-type: none"> ● 法第28条第1項、第3項 ● 基本方針35～38頁 ● ガイドライン6、10～12頁 ● 不登校重大事態指針5～7頁 	

いじめ防止対策推進法等に基づくいじめ重大事態調査の基本的な対応チェックリスト(公立学校)(参考例)

3 重大事態調査結果の説明・報告		法、基本方針等の記載箇所	チェック欄 (年月日記入)
1	被害児童生徒及び保護者に対する調査結果の説明を実施 ※個人情報保護法等に留意しつつ説明を行う必要があるが、いたずらに個人情報保護を盾に情報提供や説明を怠ることはあってはならない ※学校主体の調査の場合は、教育委員会は情報の提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を行う	<ul style="list-style-type: none"> ● 法第28条第2項、第3項 ● 基本方針38～39頁 ● ガイドライン12～13頁 ● 不登校重大事態指針9頁 	
2	地方公共団体の長への報告にあたり、 被害児童生徒・保護者は調査結果に係る所見をまとめた文書を添えることができる旨 予め説明すること	<ul style="list-style-type: none"> ● 基本方針39頁 ● ガイドライン12頁 ● 不登校重大事態指針9頁 	
3	被害児童生徒等に説明した方針に沿って 加害児童生徒・保護者に対する情報提供、説明	<ul style="list-style-type: none"> ● ガイドライン13頁 ● 不登校重大事態指針9頁 	
4	地方公共団体の長へ調査結果の報告・説明及び教育委員会会議において議題として取り扱うこと ※総合教育会議において議題として取り扱うことも検討すること	<ul style="list-style-type: none"> ● 基本方針39頁 ● ガイドライン12頁 ● 不登校重大事態指針10頁 	
5	地方公共団体の長は、調査結果の報告を踏まえ、再調査の実施の要否を判断 ※適宜、本チェックリストの①～④に沿って対応 ※地方公共団体の長は、再調査を実施した場合は、その結果を議会に報告すること	<ul style="list-style-type: none"> ● 法第30条第2項～第5項 ● 基本方針39～41頁 ● ガイドライン15頁 ● 不登校重大事態指針10頁 	
6	教育委員会を通じて文部科学省に重大事態調査結果報告書の提出 ※R5.3.10付け事務連絡に基づく重大事態調査報告書の提出	—	
4 重大事態調査結果の公表検討		法、基本方針等の記載箇所	チェック欄 (年月日記入)
1	調査結果の公表の要否を判断 ※特段の支障がなければ公表することが望ましい	<ul style="list-style-type: none"> ● ガイドライン13～14頁 	
2	調査結果を公表する場合、公表の仕方及び公表内容 を被害児童生徒・保護者と確認	<ul style="list-style-type: none"> ● ガイドライン13～14頁 	
3	報道機関等の外部に公表する場合、他の児童生徒又は保護者等に対して、可能な限り、事前に調査結果を報告	<ul style="list-style-type: none"> ● ガイドライン13～14頁 	

※本チェックリストは、重大事態調査の実施に当たり、基本的な手順についてチェックリスト形式にまとめたものであり、実際の対応に当たっては、法、基本方針、ガイドライン等にある具体的な対応の手順、留意事項をよく確認し、被害児童生徒等に寄り添って対応すること。

いじめ防止対策推進法等に基づくいじめ重大事態調査の基本的な対応チェックリスト (私立・公立大学附属・私立学校)【参考例】

※「公立大学法人が設置する公立大学に附属して設置される学校」及び「構造改革特別区域法第12条第2項に規定する学校設置会社が設置する学校」について読む時は、「学校法人」を「公立大学法人」又は「学校設置会社の代表取締役又は代表執行役」、「都道府県知事」を「当該公立大学法人を設立する地方公共団体の長」又は「構造改革特別区域法第12条第1項の規定による認定を受けた地方公共団体の長」などと読み替えること。

<当該児童生徒に関する情報>

学校名：	学年：	性別：	年齢：
------	-----	-----	-----

1	いじめ重大事態の発生から調査開始	法、基本方針等の記載箇所	チェック欄 (年月日記入)
1	(2号事案の場合) 欠席の継続により重大事態に至ることを早期の段階で予測できる場合も多いことから、 重大事態に至るよりも相当前の段階 から学校法人への報告相談を行い、 情報を共有するとともに準備作業 に取り組む	<ul style="list-style-type: none"> ● 基本方針32頁 ● ガイドライン4頁 ● 不登校重大事態指針2頁 	
2	学校から当該学校を所轄する都道府県知事への報告 ※2号重大事態は、7日以内に行うことが望ましい ※R5.3.10付け事務連絡に基づいて、都道府県私学主管課を通じて様式1の文部科学省への提出	<ul style="list-style-type: none"> ● 法第31条第1項 ● 基本方針33頁 ● ガイドライン5頁 ● 不登校重大事態指針3頁 	
3	学校法人が調査主体、どのような調査組織とするか判断 ※公平性中立性が確保された調査組織とすること ※学校主体の調査の場合は、学校法人は調査の実施および情報の提供等について必要な指導及び支援を行う	<ul style="list-style-type: none"> ● 法第28条第3項 ● 基本方針33頁 ● ガイドライン6頁 ● 不登校重大事態指針4頁 	
4	被害児童生徒及び保護者に対する調査方針の説明等 ※重大事態調査の目的、調査主体(組織の構成、人選)、調査時期・期間、調査事項、調査方法、調査結果の提供等について調査を開始する前に被害児童生徒・保護者に丁寧に説明を行う	<ul style="list-style-type: none"> ● ガイドライン7～10頁 ● 不登校重大事態指針9頁 	
5	加害児童生徒・保護者への調査方針の説明等	<ul style="list-style-type: none"> ● ガイドライン9頁 ● 不登校重大事態指針9頁 	
6	学校から当該学校を所轄する都道府県私学主管課を經由して文部科学省への調査開始報告 ※R5.3.10付け事務連絡に基づく様式2の提出	—	

2	重大事態調査の実施	法、基本方針等の記載箇所	チェック欄 (年月日記入)
1	当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査の実施 ※学校主体の調査の場合は、学校法人は必要な指導及び支援を行う	<ul style="list-style-type: none"> ● 法第28条第1項、第3項 ● 基本方針35～38頁 ● ガイドライン6頁、10～12頁 ● 不登校重大事態指針5～7頁 	

いじめ防止対策推進法等に基づくいじめ重大事態調査の基本的な対応チェックリスト

3 重大事態調査結果の説明・報告		法、基本方針等の記載箇所	チェック欄 (年月日記入)
1	被害児童生徒及び保護者に対する調査結果の説明を実施 ※個人情報保護法等に留意しつつ説明を行う必要があるが、いたずらに個人情報保護を盾に情報提供や説明を怠ることはあってはならない ※学校主体の調査の場合は、学校の設置者は情報の提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を行う	<ul style="list-style-type: none">● 法第28条第2項、第3項● 基本方針38～39頁● ガイドライン12～13頁● 不登校重大事態指針9頁	
2	都道府県知事への報告にあたり、 被害児童生徒・保護者は調査結果に係る所見をまとめた文書を添えることができる旨 予め説明すること	<ul style="list-style-type: none">● 基本方針39頁● ガイドライン12頁● 不登校重大事態指針9頁	
3	被害児童生徒等に説明した方針に沿って加害児童生徒・保護者に対する情報提供、説明	<ul style="list-style-type: none">● ガイドライン13頁● 不登校重大事態指針9頁	
4	都道府県知事への調査結果の報告及び説明 ※総合教育会議において議題として取り扱うことも検討すること	<ul style="list-style-type: none">● 基本方針39頁● ガイドライン12頁● 不登校重大事態指針10頁	
5	都道府県知事は、調査結果の報告を踏まえ、再調査の実施の要否を判断 ※適宜、本チェックリストの①～④に沿って対応	<ul style="list-style-type: none">● 法第31条第2項～第4項● 基本方針39～41頁● ガイドライン15頁● 不登校重大事態指針10頁	
6	当該学校を所轄する都道府県私学主管課を通じて文部科学省に重大事態調査結果報告書の提出 ※R5.3.10付け事務連絡に基づく重大事態調査報告書の提出	—	
4 重大事態調査結果の公表検討		法、基本方針等の記載箇所	チェック欄 (年月日記入)
1	調査結果の公表の要否を判断 ※特段の支障がなければ公表することが望ましい	<ul style="list-style-type: none">● ガイドライン13～14頁	
2	調査結果を公表する場合、公表の仕方及び公表内容 を被害児童生徒・保護者と確認	<ul style="list-style-type: none">● ガイドライン13～14頁	
3	報道機関等の外部に公表する場合 、他の児童生徒又は保護者等に対して、可能な限り、 事前に調査結果を報告	<ul style="list-style-type: none">● ガイドライン13～14頁	